

第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型 地震防災対策推進計画

第1節 総 則

第1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、登米市域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章第2節のとおりである。

第2節 災害対策本部等の設置等

実施担当	関係機関
全部局	

第1 災害対策本部等の設置

市長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに登米市災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

災害対策本部は市役所（迫庁舎）に設置する。ただし、迫庁舎が被災し使用が不可能と判断される場合は次の順位での代替場所に災害対策本部を設置する。

第1代替場所 － 消防防災センター

第2代替場所 － 石越総合支所

第2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、登米市災害対策本部条例及び登米市災害対策本部要綱に定めるところによる。

第3 災害応急対策要員の参集

災害応急対策要員の参集・配備は、登米市地域防災計画〔震災対策編〕（以下「市防災計画」という。）「第3章 第1節 第2」に定めるところによる。

第3節 地震発生時の応急対策等

実施担当	関係機関
全部局	

第1 地震発生時の応急対策

1 情報の収集・伝達

地震発生時における情報の収集・伝達については、市防災計画「第3章 第2節」に定めるところによる。

2 避難のための勧告及び指示

地震発生時における避難の勧告・指示及び避難誘導等の避難活動については、市防災計画「第3章第12節」に定めるところによる。

3 施設の緊急点検・巡視

市は、防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定している施設の緊急点検・巡視等を実施し、被災状況等の把握に努める。

4 二次災害の防止

市は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

二次災害の防止については、市防災計画「第3章 第25節、第26節、第27節」に定めるところによる。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置を講ずるものとする。

5 救助・救急・医療・消火活動

救助・救急・医療・消火活動については、市防災計画「第3章 第5節、第6節、第7節」に定めるところによる。

6 物資調達

物資の調達・供給については、市防災計画「第3章 第15節」に定めるところによる。

7 輸送活動

交通・輸送活動については、市防災計画「第3章 第8節」に定めるところによる。

8 保健衛生・防疫活動

保健衛生・防疫活動については、市防災計画「第3章 第19節」に定めるところによる。

9 廃棄物処理活動

廃棄物処理活動については、市防災計画「第3章 第22節」に定めるところによる。

第2 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

資機材、人員等の配備手配については、市防災計画「第3章 第24節」に定めるところによる。

第3 他機関に対する応援要請

大規模な地震災害発生時における災害応急対策の実施のため行う他機関に対する応援要請については、市防災計画「第3章 第10節、11節」に定めるところによる。

第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

実施担当	関係機関
総務部 企画部 市民生活部 産業経済部 建設部 医療局 教育委員会 消防本部 水道事業所	

第1 整備計画の目的

市は、施設等の整備を概ね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

1 建築物、構造物等の耐震化

公共及び一般建築物・構造物等の耐震化対策については、市防災計画「第2章第6節、第7節、第8節」に定めるところによる。

なお、市は、民間住宅の耐震改修を促進するため、耐震診断、耐震改修工事などに対する助成事業を実施する。

市が支援する耐震改修事業の一覧

区分	耐震診断	耐震補強工事	ブロック塀などの撤去	生垣などの設置
事業の概要	専門家による木造住宅の耐震度合いの診断に対し、費用の一部を補助する	壁や基礎の補強、腐食部分の改良などを行うことによって、地震に対する安全性を高める工事に対し、費用の一部を補助する	倒壊の恐れがある危険なブロック塀などを取り壊す場合、その費用の一部を補助する	危険なブロック塀などの撤去に伴う新たな塀の設置工事に対し、その一部を補助する
補助対象	①昭和56年5月31日以前に着工した住宅 ②戸建ての木造住宅 ③過去に「耐震精密診断」などを受けていないこと	①耐震精密診断、もしくは今後受ける耐震診断の総合評点が1.0未満の住宅で、改修工事完了後の総合評価が1.0以上となる工事 ②耐震精密診断、もしくは今後受ける耐震診断の総合評点が0.7未満の住宅で、「みやぎ版住宅」に建て替える工事	①スクールゾーン内の通学路などの路面からの高さが1m以上（擁壁上の場合は60cm以上） ②実態調査の総合判断が、「D、E」を対象 ③一部撤去の場合は、道路からの高さを50cm以下に改修する場合	①危険ブロック塀などの撤去跡地への軽量の塀の設置工事 ②高さ1m以上の苗木を50cm以下の間隔で設置 ③高さ60cm以上のフェンスや板塀の設置
経費	200m ² 以下の場合（注） 144,000円			
補助額	136,000円	補助率=1/3 上限=300,000円	補助額=4,000円/m ² 上限=150,000円	補助率=1/3 上限=100,000円
個人負担	200m ² 以下の場合（注） 8,000円			

（注）200m²を超える場合や建物の状況によって、耐震改修経費や個人負担額が違ってきます。詳しくは問い合わせてください。

2 避難地・避難路の整備

市は、避難地や避難路の計画的整備、既存の避難施設の安全性の点検、沿道建物の耐震化、ブロック塀の補強、土砂災害の恐れのない避難路等安全な避難路の確保、その他非常時における交通の確保に必要な対策等を推進する。

避難地・避難路の整備については、市防災計画「第2章 第16節」に定めるところによる。

3 消防用施設の整備等

消防用施設の整備等については、市防災計画「第2章 第15節」に定めるところによる。

4 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備

緊急輸送を確保するために必要な道路の整備については、市防災計画「第2章 第13節」に定めるところによる。

5 通信施設の整備

地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設の整備については、市防災計画「第2章 第10節」に定めるところによる。

第5節 防災訓練計画

実施担当	関係機関
全部局	

第1 防災訓練計画

1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施する。

なお、市及び防災関係機関が実施する地震防災訓練については、市防災計画「第2章 第23節」に定めるところによる。

2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施する。また、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期並びに各種悪条件下での実施についても配慮する。

3 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。

4 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、具体的かつ実践的な訓練を行う。

(1) 職員配備・動員訓練及び本部運営訓練

(2) 災害時要援護者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練

(3) 地震情報収集、伝達訓練

(4) 災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に都府県及び防災関係機関に伝達する訓練

第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

実施担当	関係機関
総務部 市民生活部 教育委員会 消防本部	

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

防災教育は、各部、各課、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

2 住民等に対する教育・広報

市は、関係機関及び自主防災組織等と協力して、住民等に対する防災教育及び広報を実施する。

また、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり避難誘導看板を設置するなどして、避難対象地区や避難地、避難路等についての広報に努める。

教育・広報は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、概ね次の事項を含むものとする。

なお、その教育・広報の方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることも留意しながら、実践的な教育・広報を行うものとする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震に関する一般的な知識

- (3) 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- (8) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策の内容
- (9) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

3 児童、生徒等に対する教育

小学校、中学校において、次のことに配慮した実践的な防災教育を行う。

- (1) 過去の地震災害の実態
- (2) 地震が発生した場合の対処の仕方
- (3) 保護者や地域住民と共に防災マップ作成に取り組み、自分の家や学校、地域の様子を知ること

4 防災上重要な施設管理者に対する教育・広報

防災上重要な施設の管理者は、県、市が実施する研修に参加するよう努める。市は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮する。

5 自動車運転者に対する教育・広報

地震が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう、運転者のとるべき処置や地震等の知識などを広報やホームページ等により啓発を図る。

6 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。